

# 滋賀のアーカイブズ

滋賀県県政史料室だより 第6号

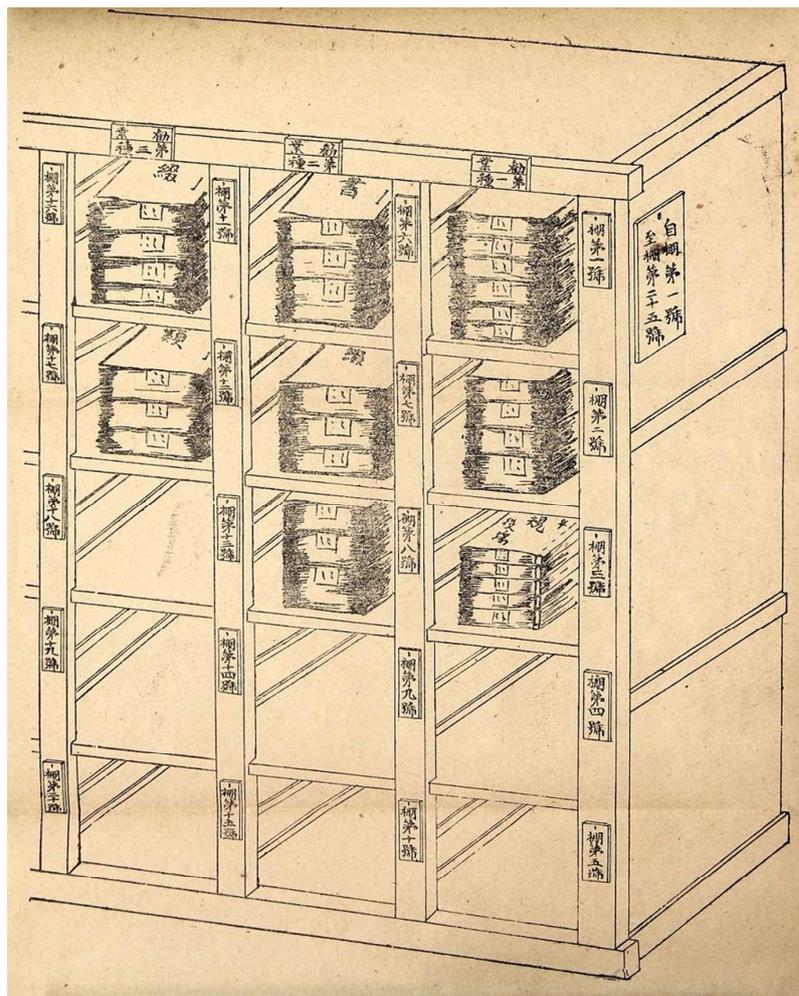
平成31年3月29日発行

編集・発行

滋賀県県政史料室

(滋賀県県民生活部

県民活動生活課県民情報室内)



簿冊保存方法の図【明い254 合本2 (7)】

## 目次

- ・【特集】 滋賀県公文書等の管理に関する条例等の概要 …P.2～3
- ・【講演録】 琵琶湖の水運史—鉄道と汽船を中心に— (太田浩司) …P.4～5
- ・【利用者の声】 『近代滋賀の教育人物史』 出版と滋賀県の教育史料  
(久保田重幸) …P.6
- ・【史料室の瓦版】 ツイッター始めました。 …P.6
- ・【簿冊解説④】 滋賀県から見た琵琶湖疏水 …P.7
- ・表紙解説／催し物案内／利用案内／アクセス …P.8

【特集】

滋賀県公文書等の管理に関する条例等の概要

平成三十一年(二〇一九)三月十五日の県議会において、滋賀県公文書等の管理に関する条例および関連条例が可決成立しました(同月二十二日公布)。本条例では、公文書を「健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源」と位置づけ、その統一的な管理ルールを定めています。本コーナーでは、その概要をご紹介します。

文書の作成義務等を明記

公文書とは、職員が職務上作成し、または取得した文書で、組織的に用いるものとして、県の機関で保存されているものを指します。県の諸活動をはじめ、様々な歴史的事実が記されており、県民の知る権利を尊重する上で重要な記録です。しかし、そもそも文書が作成されなければ、必要なときに、それらの情報源に触れることができません。

そこで本条例では、意思決定に至る過程を含めた、文書の作成義務を明記しました(第四条)。これまでも、県の事務は、原則として公文書での処理が必要でしたが、作成する文書の範囲は、明確に定められていませんでした。本条例の制定により、最終的な意思決定だけでなく、経緯・過程を合理的に跡付け検証することができるよう、課長等との協議記録や、庁内外の会議録、要望・交渉等に関する記録の作成が義務付けられることとなります。

また、文書管理の基準を定めるにあたっては、大  
学教員や弁護士等の有識者で構成される第三者機関  
の意見を聴く仕組みが設けられています(第十一条)。

「歴史資料として重要な公文書」を永久に保存

公文書作成の際には、その文書の保存期間(三〇  
年以下)を定め、その後できる限り早い時期に、職  
員が歴史資料として重要か否かを判断します(第五  
条)。県の政策検討過程や実績、県民の権利・義務、  
社会・自然環境に関する重要な情報等の有無が、主  
な判断基準です。歴史資料として重要な公文書(歴  
史公文書)は、保存期間満了後に県立公文書館に移  
管され、永久に保存されることとなります。県立公  
文書館は、現在の県政史料室を改組して、新たに公  
の施設として開設予定です(場所は現在と同じ)。

公文書の廃棄の際には、事前に第三者機関の意見  
を聴く仕組みを整えました(第八条)。職員と有識者  
が二重に確認を行うことで、誤廃棄を防ぐとともに、  
判断の客観性を確保する狙いがあります。知事等は、  
同機関の意見を参酌し、公文書館への移管の是非を  
判断することとなります。

県立公文書館の開設

平成三十二年四月に開設予定の公文書館は、これ  
までの県政史料室の業務を引き継ぐほか、更に公文  
書館としての機能を強化していきます。

第一に、閲覧可能文書の増加です。従来当室で閲  
覧できる文書は、明治期から昭和二十年までの行政

文書・資料が中心でしたが、条例施行後は、それ以  
後の文書も、順次閲覧できるようになります。ま  
ずは、昨年十二月に件名目録が完成した、永年保存文  
書(昭和二十一〜五十六年)の早期公開を目指しま  
す。例えば、占領終結後に本格化する軍事援護に関  
する文書や、昭和三十年代に計画された日本横断運  
河の関係文書、琵琶湖の公害被害の報告書など、戦  
後史を彩る貴重な史料が多数含まれています。

第二に、デジタルアーカイブによる公開です。こ  
れまで文書を閲覧するには、直接当室にお越しいた  
だく必要がありました。利用頻度の高い文書から、  
順次インターネットを通じた閲覧ができるようにし  
たいと考えています。今のところ、まずは県の法令  
をまとめた布達編冊や、神社・寺院の公的管理台帳  
である杜寺明細帳、堤防や橋梁、道路等の長さが記  
された旧村絵図などを検討しています。併せて文書  
の目録検索も可能にする予定です。

第三に、教育機関等との連携です。生徒・学生の  
公文書館見学や、社会科・総合学習等で用いる授業  
資料の提供、県政の歴史に関する講座の開催などを  
通じて、学校教育における歴史公文書等の活用を目  
指します。

その他、歴史公文書等の利用に関する県内市町へ  
の情報提供や、図書館・博物館等との連携強化、研  
修等を通じた人材育成などの内容も検討していきま  
す。こうした公文書館機能の強化を通じて、県民に  
とって親しみやすい公文書館を目指していきたいと  
考えています。

(大月 英雄)

# 滋賀県公文書等の管理に関する条例の概要

※下線部：本県の特徴的な規定

### 条例の構成

- 第1章 総則 (目的・実施機関・定義等)
- 第2章 現用公文書の管理 (作成・整理・保存・移管・廃棄等)
- 第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等
- 第4章 審査請求
- 第5章 人材育成
- 第6章 雑則 (管理状況等の公表・出資法人等の文書管理等)

---

### 条例の目的

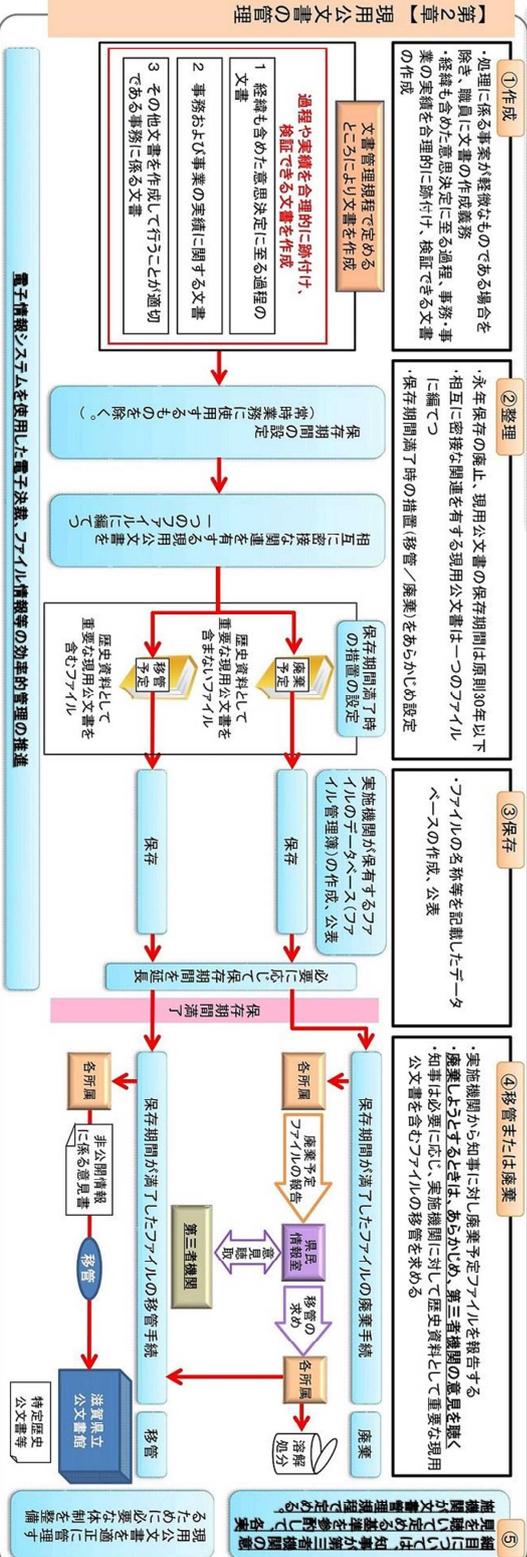
【基本的考え方】 公文書等は県の諸活動および歴史的事業の記録であり、健全な民主主義の根幹を支える県民共済の知的資源であることから、公文書等の適切な取扱いを確保して、県民の知る権利を尊重することが重要。

【直接の目的】 ①現用公文書の適正な管理 ②特定歴史公文書等の適切な保存、利用等  
 【究極の目的】 ①県政の適正かつ効果的な運営 ②現在および将来の県民に説明する責務の全う

### 条例の対象となる機関

知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海陸産業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者、県が設立した地方独立行政法人(県立大学)

※情報公開条例の実施機関と同じ



### 特定歴史公文書等の保存

滋賀県立公文書館  
 ・公文書館において永久に保存  
 ・特定歴史公文書等について、その内容、保存状態等に依り、適切な保存、利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存  
 ・分類、名称その他必要な事項を記載した目録を作成し、公表  
 ・特定歴史公文書等が歴史資料として重要な存在となつたと認められる場合は、第三者機関の意見を聴いて廃棄可能

### 特定歴史公文書等の利用促進等

・教育機関等との連携による特定歴史公文書等の利用促進  
 ・図書館等との資料の相互貸借等による利用、調査研究の促進  
 ・県内市町への情報提供、助言等その他の支援

### 特定歴史公文書等の利用・審査請求の流れ

県民等(利用請求者)  
 ① 目録の照会  
 ② 利用決定  
 ③ 非公開情報を除く  
 ④ 審査請求  
 ⑤ 審問  
 ⑥ 答申  
 ⑦ 裁決

※非公開情報を除く  
 ・滋賀県立公文書館  
 ・常務委員会  
 ・審査請求  
 ・第三者機関

### 【第5章】人材育成

・現用公文書の管理を適正に行えるよう、実施機関の職員に対し、必要な研修を行う  
 ・公文書館における特定歴史公文書等の適切な保存・利用の促進、歴史公文書等の公文書館への適切な移管に必要な知識・技能を有する人材の確保・養成の向上を図るため、必要な研修の実施その他の人材育成のために必要な措置を講ずる

### 【第6章】雑則

・現用公文書の管理・特定歴史公文書等の保存・利用の状況を取りまとめて公表する  
 ・出資法人・指定管理者の文書管理が適正に推進されるよう、必要な措置を講ずる

### 付則

・施行日：平成32年(2020年)4月1日ほか  
 ・この条例の施行に関し必要な経過措置について規定  
 ・関連条例について必要な改正

【講演録】  
琵琶湖の水運史―鉄道と汽船を中心に―  
長浜市市民協働部学芸専門監 太田浩司

本県では、毎年「歴史的文書を考える」をテーマに講演会を開催しています。今年度は、「明治一五〇年」に関わる特別講演として、十一月二十一日(水)に琵琶湖の舟運について、長浜市市民協働部学芸専門監の太田浩司氏に御講演いただきました。その概要を御紹介します。

古代の湖上交通

琵琶湖は古代以来、「近つ淡海」または「鳩の海」と表現されてきました。「うみ」というのは広い水溜りのことで、「おうみ」は淡水の水溜りの意味です。

それでは、いつから「琵琶湖」と呼ばれたのでしょうか。室町時代の後期に、禅宗のお坊さんが用いた記述が、琵琶湖の初見といわれています。楽器の琵琶に例えたことですが、今みたいに人工衛星があるわけでもなく、なぜ琵琶の形とわかるのか不思議です。琵琶湖は「南北に走る巨大な水路」と木村至宏さん(成安造形大学近江学研究所長)がいわれているように、琵琶湖自体が一級河川であり、大きな運河と考えた方がいいのかなと思います。

琵琶湖の歴史は、遺跡や古文書を通じて、古代からたどることが出来ます。例えば、縄文時代においては、一つの丸太を刳った五〜八メートル位の丸木舟が、元水釜内湖干拓遺跡(近江八幡市)や、長命寺湖底遺跡(同市)、松原内湖遺跡(彦根市)など色々



講演会の様子

な遺跡から出土しています。『万葉集』では、八〇の湊があつたと記され、例えば「高島の阿渡の湊を漕ぎ過ぎて 塩津菅浦 今か漕ぐらむ」(安曇川の河口からずっと北にいくと、塩津や菅浦が見えてくる)という歌も収められています。

平安時代の法典である『延喜式』には、若狭国からの荷物は、勝野津(大溝港)―大津というルート、若狭以外の北国からは、塩津―大津のルートで運ぶことが記されています。後者は江戸時代に至るまで、日本の南北交通のメインルートで、琵琶湖が運河として使われていることがわかります。

また、米原市の朝妻は、古代では琵琶湖を代表する湊で、この地から東山道を通って、関東へ行くルートがスタンダードでした。永祚二年(九九〇)の

「尾張国郡司百姓等解」(尾張国の郡司・百姓らが国司の悪政を訴えた文書)でも、尾張から都に物資を運ぶのに大津・朝妻間の舟運が組み込まれています。一方塩津は、塩津港遺跡(長浜市)という大変な遺跡が出土しているように、現代でいえば、新宿や渋谷、池袋に相当する、日本の南北交通におけるターミナル中のターミナルでした。

中・近世の湖上交通

中世になると、比叡山が琵琶湖に閘を設け、坂本がその外港となります。東西交通については、『十六夜日記』に朝妻や矢橋(草津市)、志那(同市)で、船に乗るくんだりがあるように、貴族の紀行文の中に舟運が出てきます。東国・東北から京都に帰る際は、舟運を使うのが一般的だったようで、山科言継(戦国時代の公家)の日記でも、その記述が見られます。戦国時代の後期には、下賀茂神社の領地で、御厨(神饌を調進する場所)が置かれた堅田が、神社の力を背景に大きく発展します。湖上閘が置かれ、上乗権と呼ばれる有名な特権を行使しました。

もちろん、琵琶湖周辺の住民も、湖を日常生活で利用していました。例えば菅浦(長浜市)には、先日国宝に指定された古文書が残っていて、民衆たちが舟運を使い、平方・片山(いずれも同市)に荷物を運んだときに、近隣の村人に取り押さえられたという記事が出てきます。

戦国時代には、浅井氏や六角氏といった戦国大名も、琵琶湖の舟運を掌握しようと試みます。織田信

長はその傾向を更に強め、天正元年(一五七三)五月、琵琶湖最大の大型船(長さ五四メートル、幅一三メートル)を建造しています。岐阜城から京都に出る際に利用したようです。

さらに、大坂に本拠を置いた豊臣秀吉は、京都に近い坂本より、大坂に出るのに便利な大津の湊を繁栄させようとしていました。百艘船という大きな船団を作り、大津の船は他の村に行つて帰りに荷を積めぬ一方、他村の船が大津に行つて帰りに荷を積めぬという特権を与えました。その他、湊に先に着いた船から荷物を積み出すという船積み(順番)の順番(廻船)を定めたり、船奉行を任命して琵琶湖の舟運を統括させたりしています。

ところで、琵琶湖の江戸時代の船は、丸子船という形態で、外洋船とは全く異なる形をしていました。琵琶湖は水深が浅いため、船底が丸くて、喫水線の浅い船が発達しました。丸子船は、瀬戸内海や日本海には見られない船で、琵琶湖だけの「固有種」といえます。

江戸中期には、丸子船が一三三九艘、耕作・漁撈に使う小型の艀舟(ひらた)など、五千艘ほどの船が存在していました。この頃は、下関を廻つて北国に荷を下ろす、西廻り航路が発達するため、琵琶湖の舟運自体は減るものの、丸子船は盛んに利用されていたようです。ちなみに、丸子船は彦根藩領の呼び方で、幕府領では丸舟といわれていました。これは、彦根藩領と幕府領で、舟運制度が異なっていたことと関わりがあるようです。

#### 明治前期の鉄道・汽船

明治時代になると、鉄道をどのように導入するかが、日本の国家戦略の中で大きな課題になります。東西の鉄道網を東海道沿いにすべきか、中山道沿いにすべきか、政府の中で大議論が交わされました。前者は外国から艦砲射撃される危険性が指摘されたものの、後者はトンネルがたくさん必要で、経費がかさむという理由から、最終的に東海道沿いに落ち着きます。また、この路線を南北につなぐため、敦賀―琵琶湖周辺への鉄道敷設も、早い段階で決定されています。

さて、滋賀県所蔵の県庁文書では、明治五年(一八七二)頃から、鉄道に関わる文書が登場します。例えば、北陸線の測量や、鉄道敷設の障害物(林や小屋など)移設に関わる文書などです。村の真ん中を鉄道が通る計画について、集落が分断されるからずらしてほしいという文書もありますが、一方で停車場(駅)の誘致を求める文書もあり、明治の人口とが必ずしも鉄道を嫌がったわけではないようです。

明治九年には、リチャード・ボイル(イギリスの土木技術者)の上申書や、井上馨(工部卿)の提言により、敦賀・米原間の鉄道敷設と、塩津・大津間の湖上連絡船の運行が決定されています。これを受け、明治十年に長浜町民は、長浜市街地に停車場を設置するよう県に申請。明治十三年、鉄道局長井上勝は、湖上交通との結節点を塩津から長浜へと変更しています。

そして明治十五年には、長浜・敦賀間が柳ヶ瀬ト

ンネルを除いて開通。翌十六年には、長浜・関ヶ原間の鉄道が開通し、長浜は東西交通、南北交通の要の駅になります。明治十七年に柳ヶ瀬トンネルができると、敦賀までが直通となり、長浜の繁栄はさらに加速されます。しかし、明治二十二年に米原・大津間、長浜・大津間の鉄道が開通すると、鉄道連絡船が廃され、水陸の結節点・長浜から、北陸線と東海道線の乗換駅・米原の方に移ってしまいます。

一方湖上では、明治二年に最初の蒸気船一番丸が、ついで二番丸、金亀丸というように、蒸気船が丸子船に代わって登場します。長浜でも明治五年に湖龍丸が、明治七年には長運丸(すぐに唐崎沖で沈没)ができます。明治九年には、大津に汽船取締会所が設置。明治十五年に太湖汽船、明治十九年に湖南汽船が設立され、明治時代はこの二社が汽船を運営していきます。物資輸送は鉄道が担い、湖上交通は徐々に人を運ぶことに力点が置かれ、大正・昭和の時代にはマキノスキー、南湖の名勝めぐりなど、観光利用が中心になっていくのです。

―\*―\*―\*―\*―\*―\*―\*―\*―\*―\*

講演中、太田氏には「新道開墾港口修築願書」(明と9(107)、「長浜関ヶ原鉄道敷設告示論書」(明と18(3))という、歴史的な文書を紹介いただきました。県庁文書があることで、いかに個別具体的なことがわかってきたか、また鉄道に関して、細いことはまだまだ検討の余地があるので、このような歴史的な文書を活用すべきだと呼びかけていただきました。ここに改めて感謝いたします。(中井善寿)

【利用者の声】

『近代滋賀の教育人物史』出版と滋賀県の教育史料

滋賀県教育史研究会 久保田重幸

滋賀県教育史研究会は、「滋賀における近・現代教育史に関する調査研究を行うこと」を目的に、木全清博氏(滋賀大学教育学部教授)らを発起人として一九九七年六月に発足した。本会は数年間の活動休止を経た後、二〇〇八年から再開し、二〇一八年十二月十六日には、第六〇回例会を開催することができた。会員は大学教員等の研究者、大学院生、小・中・高校の教員、元図書館職員等により構成されている。例会では会員相互による研究報告がなされ、自由闊達な協議を経て、研究成果の蓄積を図っている。

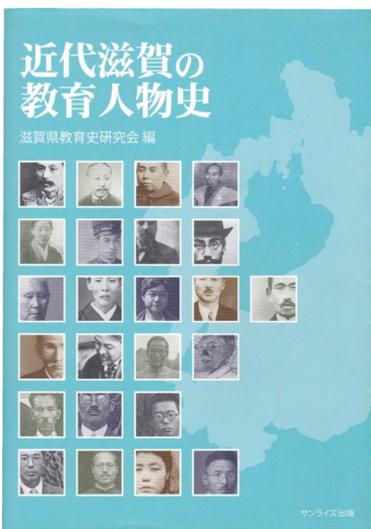
幸いなことに、二〇一八年六月には、本会編集による『近代滋賀の教育人物史』(サンライズ出版)を上梓し、広く県民に研究成果を公表することができた。滋賀県は県教育委員会等が編集主体となった『〇〇県教育史』を唯一もたない県であるだけに、今回の成果を『滋賀県教育史』の編纂につなげたいと考えている。

今回出版できたことは、会員による地道な研究努力もさることながら、県内に良質な教育史料が残されていたことによるところが大きい。一般的に教育史料は、①学校等に残された学校史料、②個人等によって残された個人史料、③学校設置者の行政機関に残された行政史料等に大別できるが、実際には、県内の学校史料の多くが、校舎の新築・移転等に伴

い散逸・廃棄され、研究が進まないこともある。教育史を含む歴史研究の成否は、良質な史料によることが大きいだけに、学校史料の収集及び次世代への保存は、喫緊の課題となっている。

一方、行政史料については、滋賀県県政史料室の史料が頼りとなった。本県の行政史料は、戦災の影響を受けなかったこともあり、明治初期から現在まで豊富に残され、保存状態もよい。さらに近年、目録の電子化が進められたことにより短時間で効率よく調査できるようになり、調査の際には大変役立つ。とりわけ「立校方法概略」(一八七三年)や『明治十年九月定期卒業試験立会巡視功程』(一八七七年)は、明治初期の教育事情を知る上で貴重な資料となっている。

今後は、散逸・廃棄されがちな県下の学校史料の収集・保存、史料の電子化、土・日曜日の県政史料室の開室などが一層推進され、県民の利便性向上が図られることを期待したい。



『近代滋賀の教育人物史』

【史料室の瓦版】

ツイッター始めました。

当室ではこれまで、庁内のポスター掲示や、ホームページのみでしか、県民の皆様への情報提供を行っておらず、情報発信ツールの充実が課題となっていました。

そこで、平成三十一年(二〇一九)一月より、県政史料室の公式ツイッターアカウントを開設いたしました。

本アカウントでは、展示・講演会などの催し物案内や、本紙の刊行案内などはもちろん、当室の行事や業務紹介をはじめ、所蔵史料の紹介なども行っていきたいと思います。

当室について、より多くのおみなさまに、より深く知って頂くきっかけになりますように、随時発信をしていきます。ぜひ、フォローをお願いします。



滋賀県県政史料室

@shiga\_archives

滋賀県県政史料室の公式アカウントです。県の公文書館機能を担い、明治期から昭和20年までの行政文書9,236冊、行政資料614点を閲覧に供しています。情報紙『滋賀のアーカイブズ』を刊行中(年2回)。

滋賀県大津市 pref.shiga.lg.jp/b/kemmin-j/ken...

2018年11月からTwitterを利用しています

57 フォロワー 114 フォロワー

公式ツイッターアカウント

アカウント名: 滋賀県県政史料室

ユーザー名: shiga\_archives

【簿冊解説④】  
滋賀県から見た琵琶湖疏水

明治二十三年に完成した琵琶湖疏水（琵琶湖と京都を結ぶ水路）は、京都府・市による事業ですが、滋賀県でも明治十六年十一月に疏水事務取調掛を設置し、以降、その対応に臨みました。滋賀県庁に残された文書からは、その疏水に対する県の対応が読み取れます。関係文書は約二〇簿冊あり、今回はこれらの文書を四つのテーマに分類してご紹介します。

①計画【明ね33、37合本2】

計画段階における県と国や京都府・市との往復文書を通覧できるものとしては、『琵琶湖疏水誌稿』があります。これは、明治十七年から二十五年頃までの文書を、県がまとめたものです。

また、県内での疏水に対する見解が読み取れる史料もあります。例えば、県勸業諮問会では、疏水は「到底有害無益ノ事業」とされ、その被害に対する予防策の検討が行われました。他にも、県民の不安の声が記された建議書などが残されています。

②用地・用材【明ね35合本2、36、37合本1、40、昭な201合本2】

疏水用地は、京都府により地価の約三割増しで買い取られました。代金の請求・受け渡しは、県を介して行われたので、本県にはその時に利用された地価取調書が多く残されています。なお、最終的な不

要用地は、旧所有者へ売却されました。

また、疏水開削には、多くの用材が必要でした。県内からも、滋賀郡鵜川村や蒲生郡奥島村などの官有林から石材や木材が採取され、疏水の建材や煉瓦の燃料として使用されました。

③補償問題【明ね35合本1、37合本3、38、39、明な273】

疏水に関わる補償問題の代表が、大津西部飲料水問題です。『大津飲料水一件』と題された簿冊をはじめ、主な関連簿冊が五冊あります。近世以来、大津の飲料水は源水地から竹管によって各所へ配給されてきました。この竹管が疏水工事により断絶してしまつたのです。そこで、京都府は配給や代用源水の確保等による応急措置をとりました。最終的には、京都市により大津西部に近代上水道が整備され、明治四十四年に給水が開始します。これらの簿冊には、他に道路新設・修繕費、養水補給などの補償関係文書も綴じられています。

④完成後の疏水【明ね41、43、明ぬ67、76、149、昭ぬ97、昭ね1、3】

疏水の主な利用目的は、運輸、灌漑用水、水力発電でしたが、特に発電事業では大きな成果を上げました。この成功をみて、県内外で様々なポスト疏水建設が目論まれます。県内からは一三五人の発起人からなる琵琶湖運河株式会社が発起人を出して提出しています。これらの計画の内、実現した京都市による

第二疏水（明治四十一年認可）と宇治川電気株式会社（琵琶湖運河株式会社、宇治水電株式会社、宇治川電力株式会社が調整の未誕生、明治三十九年認可）については、その後の経過が分かる文書が多数残されています。また、第一疏水の改修に関する文書なども所蔵しています。

このように、琵琶湖疏水だけでも、様々な事柄に関する文書があります。この明治の一大事業を、ご関心のある切り口から紐解いてみてはいかがでしょうか。（岡本和己）

【参考文献】

- ・織田直文『琵琶湖疏水―明治の大プロジェクト―』（サンブライト出版、一九八七年）。
- ・栗生春実『歴史的文書から見る琵琶湖疏水』『湖国と文化』一三三号（滋賀県文化振興事業団、二〇一〇年）。



琵琶湖疏水関連簿冊【明ね35】【明ね33】【明ね41】

## 催し物案内

### 【企画展示】

「湖都に伸びる軌道」京阪電鉄」

期間 1月28日(月)～4月25日(木)

「皇室と滋賀県」

期間 5月7日(火)～7月25日(木)

「貴賓交流の時代」英国王太子の来県」

期間 7月29日(月)～10月24日(木)

### 【展示関連講座】

「湖国行幸啓史」

日時 6月中旬 14時～15時

講師 岡本和己(当室嘱託員)

会場 県庁会議室(要予約)

### 【表紙解説】簿冊保存方法の図

大正十三年(一九二四)九月、県が郡市町村に配布した「町村役場文書整理之策」所載の図。同十年九月より、県は調査報告の遅延を理由に、町村に度々文書の整理を命じてきました。翌十一年八月には「町村文書取扱順序」も制定され、役場の文書整理の状況は、漸次改善されたようです。

本葉は、さらに役場の全員に、文書整理は「事務ノ基礎」をなすことを自覚させるため作成されました。表紙の図では、蔵置所(文書庫)と簿冊に、それぞれ対応する番号(「棚第〇号」など)を付すことを説明しています。

## 利用案内

### 【利用時間】

午前9時～午後5時

### 【休室日】

土日祝日、年末年始

### 【閲覧方法】

◇来室して申請

①室内の文書目録(パソコンまたは紙)で閲覧したい文書を探す。

②閲覧申請書に必要事項を記入して受付に提出。

\*個人情報等の審査が終わるまで、数日～1週間程度かかります(電話・メール等で連絡)。

③文書を閲覧する。

◇自宅から申請

①当室ホームページ内「歴史的文書」目録で閲覧したい文書を探す。

②閲覧申請書に必要事項を記入して、メール・FAXで提出(審査が終わるまで連絡を待つ)。

③文書を閲覧する。

### 【その他の利用】

・文書の撮影は、持参した機器で各自が行ってください(複写物の交付は、職員に御相談ください)。

・企画展示、自治体史・事典等の書籍は、審査なしで自由に閲覧できます。

・文書の掲載・借用の際には、別途該当する申請書が必要となります。

## アクセス

①JR大津駅から東へ徒歩5分。

②京阪電気鉄道島ノ関駅から南南西へ徒歩5分。



周辺地図

滋賀のアーカイブズ 第6号  
平成31年(2019年)3月29日

### 編集・発行

滋賀県県政史料室

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁新館3階 県民情報室内

Tel : 077-528-3126

Fax : 077-528-4813

Mail : kenmin-j@pref.shiga.lg.jp